

京都大学大学院情報学研究所の組織に関する規程の一部を改正する規程

京都大学大学院情報学研究所の組織に関する規程（平成十六年達示第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「二年とする」を「二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き三年を超えることができない」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「一年とする」を「一年とし、再任を妨げない」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条第一号中「入学、課程の修了その他その在籍に関する事項」を「在籍に関する事項の一部」に改め、同条第二号中「重要事項」

を「事項の一部」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（副研究科長）

第三条 情報学研究科に、副研究科長二名を置く。

2 副研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。

3 副研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。

4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。